

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月26日

条 例 第 2 号

改正 平成14年4月15日条例第32号 平成18年3月24日条例第30号
平成20年9月19日条例第57号 平成22年3月25日条例第21号
平成23年3月24日条例第26号 平成25年2月26日条例第8号
〔題名改正〕

令和2年6月12日条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、旭川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派及び会派に属さない議員（以下「無所属議員」という。）に対し交付する。

2 新たに会派が結成された場合において、当該会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、規則で定める会派届を議長を経由して市長に提出しなければならない。届け出た事項に変更が生じたときも、同様とする。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費の1月当たりの額は、会派に交付する場合にあっては月の初日（議員の任期満了による一般選挙後新たに会派が結成された日の属する月にあっては、当該新たに会派が結成された日）における当該会派の所属議員数に80,000円を乗じて得た額と、無所属議員に交付する場合にあっては80,000円とする。

2 政務活動費は、毎年4月及び10月にそれぞれ6月分を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の政務活動費で4月に交付するとされているものについては、同月に1月分を、議員の任期満了による一般選挙後新たに結成された会派又は新たに無所属議員となった者から最初の交付申請のあった日から起算して30日以内に当該会派の結成の日又は当該無所属議員となっ

た日の属する月以降の月数分を交付する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、前項に規定する事由以外の事由により新たに結成された会派又は新たに無所属議員となった者に対する最初の交付については、交付申請のあった日から起算して30日以内に当該会派の結成の日又は当該無所属議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）以降の月数分を交付する。

（所属議員数の異動等に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数が増加したときは、増加した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）以降の月数分の増加後の所属議員数による政務活動費の額と当該月数分の増加前の所属議員数による政務活動費との額と差額を交付する。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数が減少したときは、当該会派の代表者は、減少した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）以降の月数分の減少前の所属議員数による政務活動費の額と当該月数分の減少後の所属議員数による政務活動費の額との差額を返還しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）以降の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

- 4 政務活動費の交付を受けた無所属議員が会派に所属したとき、又は任期満了前に議員の身分を失ったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）以降の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

（交付申請）

第5条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び無所属議員は、第3条第2項に規定する交付月の初日に規則で定める申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。ただし、交付月の初日が日曜日に当たるときはその翌日とし、交付月の初日が土曜日に当たるときはその翌々日とする。

- 2 新たに会派が結成された場合において当該会派が政務活動費の交付を受けようとするとき、又は会派の所属議員数が増加した場合において当該会派が前条第1項の規定による差額の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、前項の規定にかかわらず、速やかに、同項の申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

- 3 新たに無所属議員となった者が政務活動費の交付を受けようとするときは、第1項の規定にかかわらず、速やかに、同項の申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、交付額を決定し、規則で定める通知書を議長を経由して当該申請書を提出した会派の代表者及び無所属議員に送付するものとする。

(交付請求)

第7条 会派の代表者及び無所属議員は、前条の通知書の送付があったときは、規則で定める請求書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、会派及び無所属議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとする。

2 会派及び無所属議員は、政務活動費を別表左欄に掲げる費目の区分に応じ、同表右欄に掲げる経費に充てることができる。

(経理)

第9条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かななければならない。

2 前項の経理責任者及び無所属議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）を整理しなければならない。

3 会計帳簿及び領収書等は、政務活動費の支出を行った日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(決算)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び無所属議員は、規則で定める決算書を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の4月に交付を受けた政務活動費に係る決算書の作成及び当該決算書の議長への提出は、議員の任期の満了の日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

3 前2項の決算書には、会計帳簿及び領収書等の写しを添付しなければならない。

4 議長は、第1項及び第2項の決算書の提出があったときは、その写しを市長に送付するとともに、公表するものとする。

(会派の解散等に伴う手続)

第11条 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、規則で定める会派解散

届に、交付を受けた政務活動費に係る決算書並びに会計帳簿及び領収書等の写しを添付して、会派を解散した日の翌日から起算して30日以内に、これを議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた無所属議員が会派に所属したとき、又は任期満了前に議員の身分を失ったときは、その事由が生じた日の翌月から起算して30日以内に、交付を受けた政務活動費に係る決算書に、会計帳簿及び領収書等の写しを添付して議長に提出しなければならない。

3 議長は、第1項の会派解散届の提出があったときはこれに同項の決算書の写しを添付して、前項の決算書の提出があったときはその写しを市長に送付するとともに、公表するものとする。

(政務活動費の返還)

第12条 会派の代表者及び無所属議員は、決算の結果政務活動費に残余金が生じたとき、又は前条に規定する場合において政務活動費に残余金が生じたときは、当該残余金を返還しなければならない。

(透明性の確保)

第13条 議長は、第10条第1項及び第2項並びに第11条第1項及び第2項の規定により提出された決算書(第10条第3項並びに第11条第1項及び第2項の規定により添付された書類を含む。)について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「80,000円」とあるのは、「60,000円」とする。

附 則 (平成14年4月15日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市議会政務調査費の交付に関する条例(中略)の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月24日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成18年度に交付する政務調査費から適用し、平成17年度までに交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月19日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市議会政務調査費の交付に関する条例（中略）の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日条例第21号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成23年度に交付する政務調査費から適用し、平成22年度までに交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月26日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月12日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

費目	内容
調査研究費	本市の事務，地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	研修会等の開催及び団体等が開催する研修会等への参加に要する経費

広報費	会派及び無所属議員の活動並びに市政に関する住民への報告に要する経費
広聴費	住民からの市政並びに会派及び無所属議員の活動に対する要望及び意見の聴取，住民相談等に要する経費
要請陳情活動費	要請活動及び陳情活動に要する経費
会議費	各種会議の開催及び団体等が開催する各種会議への参加に要する経費
資料作成費	会派及び無所属議員の活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派及び無所属議員の活動に必要な図書，雑誌，新聞，資料等の購入に要する経費
事務費	会派及び無所属議員の活動に必要な事務に要する経費